

京都市告示第375号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年1月13日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科東野経22号線	山科区東野舞台町97番地の55地先から	旧	メートル 13.00	メートル 4.55 ~ 5.10
	同町97番地の54地先まで	新	13.00	4.51 ~ 9.90
山科東野緯16号線	山科区東野舞台町96番地の4地先から	旧	57.80	5.05 ~ 5.40
	同町97番地の55地先まで	新	57.80	5.10 ~ 10.00
嵯峨緯153号線	右京区嵯峨石ヶ坪町71番地地先から	旧	29.40	2.85 ~ 3.15
	同町38番地地先まで	新	29.40	2.00 ~ 3.58

(建設局土木管理部道路明示課)